

## 【重要】資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

エディー・バウアー・ジャパン株式会社は令和3年12月31日をもって利用終了するエディー・バウアー・ジャパン発行の「ギフト・サーティフィケート」を資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻し致しますので、下記期間内にお申し出ください。

### ＜ 払戻申出期間 ＞

令和4年1月4日～令和4年3月15日

※本払戻申出期間内にお申し出がない場合は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

※令和4年3月15日必着。

### ＜ 払戻しに係る前払式支払手段の種類 ＞

「ギフト・サーティフィケート」500円・1,000円

### ＜ 払戻申出方法 ＞

下記問い合わせ先に払戻申出のご連絡をお願い致します。その上で、宅配便又はゆうパックにて本券及び希望される払戻方法・住所・氏名・金融機関名・支店名・振込口座番号・口座名義をメモに記載の上、下記住所まで送付ください。

### ＜ 払戻し方法 ＞

弊社にて金券並びに払戻用振込口座または住所を確認後、口座振込または現金書留にて払戻し致します。振込手数料または郵送料は弊社負担。

### ＜ 払戻しに関する問い合わせ先 ＞

東京都世田谷区若林一丁目18番10号

エディー・バウアー・ジャパン株式会社 払戻係

電話：0120-07-1920 ※受付時間 午前9時30分～午後6時30分 月～金曜日（祝日を除く） メール：ebcs@eddiebauer.co.jp